

令和元年第4回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 木戸 喜美男

副委員長 藤原 浩平

- 1 **開催日** 令和元年12月11日（水曜日）
- 2 **開催場所** 第1委員会室
- 3 **審査案件**
- 議案第165号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第171号 契約の締結について（市営住宅小柳第一団地A棟新築工事）
- 議案第172号 契約の締結について（市営住宅小柳第一団地A棟電気設備新築工事）
- 議案第173号 契約の締結について（市営住宅小柳第一団地A棟機械設備新築工事）
- 議案第174号 財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）
- 議案第180号 青森市及び平内町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 議案第181号 青森市及び今別町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 議案第182号 青森市及び外ヶ浜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 議案第183号 青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 諮問第17号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第18号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第19号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第20号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第21号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第22号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員	長	木戸喜美男	委員	渡部伸	広
副委員	長	藤原浩平	委員	大矢	保
委員		赤平勇人	委員	奥谷	進
委員		竹山美虎	委員	渋谷	勲
委員		長谷川章悦			

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	総務部参事	小野正貴
総務部理事	山谷直大	危機管理監	牧野豊
総務部理事	吉本雅治	総務部参事	大久保文人
企画部長	小川徳久	総務部参事	三上智幸
企画部理事	横内修	企画部参事	石岡尊広
税務部長	相馬政人	税務部次長	工藤哲也
会計管理者	鈴木裕司	浪岡事務所次長	小笠原聡
選挙管理委員会事務局長	貝森敦子	企画調整課長	舘山公
監査委員事務局長	舘田一弥	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高木涉	議事調査課主査	野宮洋子
---------	-----	---------	------

○木戸喜美男委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。なお、本日は、浪岡事務所副所長及び加藤企画部理事が欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 9 件及び諮問 6 件の計 15 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 165 号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 165 号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず「1 概要」ですが、本条例は本年 8 月 7 日の人事院勧告及び 10 月 7 日の青森県人事委員会勧告を勘案いたしまして、職員の給料月額等の改定を行うため関係条例を改正しようとするものであります。

改正の対象条例は、資料のほうに記載しておりますとおり、青森市職員の給与に関する条例を含みます全部で 4 本の条例を改正しようとするものであります。

なお、国の改正給与法につきましては 11 月 15 日に可決、成立しており、また、青森県においても改正条例案が 12 月 9 日に県議会の議決を得ているところであります。

「3 主な改正内容」であります。1 つは給料表の改定であります。

行政職給料表につきましては、高卒程度の初任給が月額 14 万 8600 円から 15 万 600 円に 2000 円の引き上げ、大卒程度の初任給が月額 18 万 700 円から 18 万 2200 円に 1500 円の引き上げ及び若年層の給料月額について引き上げ改定を行おうとするものであり、平均改定率にいたしますと 0.13%の引き上げとなっております。また、同じく公安職、教育職、医療職の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

資料の 2 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

2 つ目の改定として、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定であります。民間の特別給の支給割合に見合うよう、一般職員の勤勉手当の年間の支給月数を 0.05 月引き上げようとするものであります。

任期付研究員、任期付職員、特別職及び皆様市議会議員につきましては、勤勉手当の制度がありませんので、期末手当の年間の支給月数をそれぞれ 0.05 月引き上げようとするものであります。

支給月は 6 月と 12 月であります。令和元年度は年間の引き上げ分を 12

月支給分で、令和2年度以降につきましては、年間の支給分を勤勉手当及び期末手当ともに、6月と12月に支給分が均等になるよう、それぞれ配分することとしております。

そのほか、時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しをすることとしております。

施行期日であります。令和元年度に係る改正は公布の日から施行となりますが、平成31年4月1日に遡及して適用し、引き上げによる差額を支給する予定としております。令和2年度以降に係る改正は、令和2年4月1日から施行することとしております。

今回の改定による影響額はおおむね1年度で7900万円程度となります。

資料2は、改正条例案の新旧対照表となっております。

1ページは、令和元年度に係る職員の給与条例の改定であり、2ページは、令和2年度以降に係る職員の給与条例の改定であります。

また、同様のパターンで、令和元年度の任期付研究員についての条例、その次が令和2年度以降という形で、それぞれ新旧対照表をつけております。

改正の内容につきましては、これまで御説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきたいと思っております。なお、期末手当、勤勉手当の支給割合につきましては、人事院勧告及び県人事委員会勧告では、支給の単位を月数であらわしておりますけれども、条例上は百分率で規定されておりますので御理解いただきたいと思います。

以上、議案第165号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔(「なし」と呼ぶ者あり)〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第165号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第171号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地A棟新築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼

ぶ者あり) 議案第 171 号「契約の締結について(市営住宅小柳第一団地 A 棟新築工事)」について御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、住宅棟、鉄筋コンクリート造 9 階建て、延べ床面積 6582.43 平方メートルなどの建築一式工事であり、工期につきましては令和 3 年 8 月 31 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る 10 月 21 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、藤本・倉橋・成文特定建設工事共同企業体と 16 億 7200 万円で契約を締結しようとするものであります。

資料下側の配置図の中で、青色であらわしている部分が今後の工事の予定に係る部分であります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 171 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔(「なし」と呼ぶ者あり)〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 171 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 172 号「契約の締結について(市営住宅小柳第一団地 A 棟電気設備新築工事)」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 172 号「契約の締結について(市営住宅小柳第一団地 A 棟電気設備新築工事)」について御説明いたします。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。

この工事は、先ほど御説明いたしました市営住宅小柳第一団地 A 棟新築工事に付随する電気設備工事を行うもので、「3 工事概要」に記載のとおり、電灯設備工事、自動火災報知設備工事、エレベーター設備工事、構内交換設備工事などとなっております、工期につきましては令和 3 年 8 月 31 日までとなっ

ております。

入札結果につきましては、去る 10 月 21 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社五十嵐電気商会と 1 億 2144 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 172 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 172 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 173 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 A 棟機械設備新築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 173 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 A 棟機械設備新築工事）」について、御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。この工事は、先ほど御説明いたしました市営住宅小柳第一団地 A 棟新築工事に付随する機械設備工事を行うもので、「3 工事概要」に記載のとおり、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、換気設備工事などとなっております。工期につきましては令和 3 年 8 月 31 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る 10 月 21 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、東和管工株式会社と 2 億 1670 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 173 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 入札執行票を見ていただきたいと思いますが、1番が東和管工株式会社、2番が赤平設備工業株式会社になってはいますが、価格評価点が逆じゃないかと思えますけれども。「例えば」と呼ぶ者あり）1番と2番です。1番が1億9700万円で12.429点になってはいますが、それより低い業者が12.807点になってはいますが、これはもう少し高くなければいけないんじゃないですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 本件は、総合評価落札方式による一般競争入札となっております。総合評価落札方式は、資料に記載のとおり、価格評価点と価格以外の評価点を出して、合計して評価値を出して結果を出すということになってはおります。価格評価点については、価格が安ければ価格評価点は上がるという仕組みになってはおりますので、結果として、安い価格で入札した赤平設備工業株式会社のほうが、東和管工株式会社よりも価格評価点としては高い点数になっているという状況であります。そのほか、価格以外の評価点と合わせて評価値で比較してはおりますので、東和管工株式会社の評価値が高いということで落札者となっているものであります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 電気設備、機械設備の場合は、七十何%になっていて、建築のほうは九十何%になってはいますが、はっきり言ってこれでできるんですか。契約はもう結んでいますか、まだ結んでいませんか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 今は、仮契約という状況であります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 建築の場合、随分落札率が高いけれども、こういう傾向は続いていますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 建築工事の落札率が高いという傾向は続いているものと考えてはおります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。渋谷委員。

○渋谷勲委員 つかぬことを聞くけれども、この東和管工株式会社って、私は聞いたことがないけれども、これは地元なんですか。「野内にある」と呼ぶ者あり)

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 市内の業者であります。「もともとですか」と呼ぶ者あり)はい。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 173 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 174 号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 174 号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について御説明申し上げます。

本件は、市が所有し、除排雪業者へ貸与している除雪機械のうち、老朽化したロータリ除雪車 1 台を更新するため取得しようとするものであります。

資料をごらんください。

除雪機械の保有状況ですが、現在、市が所有しております青森地区の除雪機械は、ロータリ除雪車が 10 台、グレーダーが 5 台、タイヤショベルが 1 台の計 16 台となっております。このうち、平成 2 年に取得し、老朽化したロータリ除雪車 1 台を更新するものであり、除雪幅、定格出力など取得する車両の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

入札結果につきましては、去る 11 月 5 日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社青工と 4257 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票を添付しております。

以上、議案第 174 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 この競争入札には何者が入っていますか。入っている会社の名前を教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 競争入札には 2 者が入札に参加して入札を執行したところでありまして、2 者は、有限会社尾崎自動車商会と株式会社青工であります。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 株式会社青工というのは総合商社であって、こういう機械とかは生産もしていなければ、どこからも——自分たちでできないと思っているんですが、こういう会社が何で入札に参加するのか意味がわからないんですけれども。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 本件につきましては、本市の競争入札参加資格を有する業者のうち、まず業種が「車両、車両用品、点検、修理」、そして品目が「建設用車両（各種ショベル類、ブルドーザ）」に登録を有する業者、これがまず36者であります。これらの36者を対象に、今回の仕様を満たす除雪機械の取り扱いに関する照会を行った結果、取り扱いが可能との回答があった2者を選定したところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 そうすれば、このロータリ車はどこで生産したのですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 メーカーにつきましては、確認して後ほどお知らせしたいと思います。

○木戸喜美男委員長 大矢委員。

○大矢保委員 確認しないまま買って、ひよっとすれば価格が高いということにもならざるを得ないと思うんですけれども。

確かに青森市中小企業振興基本条例の中で、青森市にある業者ということで気を使ってくれているのは大変ありがたいんですけれども、ひよっとしたら、こういうのは特殊なあれだから、県外の業者でもよかったのではないかと思うんです。そうしたらもっと価格が下がるんじゃないかと思うんです。4257万円というのは、私の経験からいくとちょっと高すぎると思うんですが、まあ、契約するのであれば仕方がないと思います。

じゃあ、後でどこのメーカーか教えていただければそれでいいです。

○木戸喜美男委員長 山谷総務部理事、後でメーカーのほうを教えてください。

○山谷直大総務部理事 はい、後ほどお知らせしたいと思います。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 174 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 180 号「青森市及び平内町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」から議案第 183 号「青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」までの計 4 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 180 号「青森市及び平内町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」から議案第 183 号「青森市及び蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」まで、一括して御説明させていただきます。

お手元の資料 1 「連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」をごらんください。

本件につきましては、「1 議案の提案理由」に記載のとおり、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、連携中枢都市圏形成のための連携協約に係る協議については、議会の議決を経なければならないこととされているため本定例会に提案したものであり、それぞれの議案につきましては、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村との協議に係るものであります。

次に、「2 連携協約（案）の内容」であります。連携協約（案）につきましては、これに盛り込むべき事項を定めている国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、関係町村と事前に調整・協議等を踏まえて作成しております。

まず、前文では、本市と各町村が連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、連携協約を締結することとし、第 1 条では、連携協約の「目的」として、圏域に有する「うみ・まち・ひと」にわたる地域資源を結びつけながら、圏域の住民が活力にあふれ、圏域外の住民に魅力を発信できる持続可能で発展する圏域を形成すること、第 2 条では、「基本方針」といたしまして、この目的を達成するため、第 3 条に規定する取り組みについて、相互に連携を図ることとしています。第 3 条では、「連携する取組及び役割分担」といたしまして、2 ページに記載しております「産学官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備」から「人材の育成」までの 15 の連携施策について、青森市が中心的な役割を担い各町村と連携して取り組むこととしております。

なお、この連携施策につきましては、その具体的な取り組みも念頭に置きながら検討を行ったものであり、参考として資料 3 「連携協約に基づき推進

する具体的取組一覧（案）」をおつけしておりますけれども、現時点では、各連携施策の具体的な取り組みといたしまして、一番右の「事業名」欄にあります「連携中枢都市圏ビジョン懇談会の運営」から「職員研修」まで44事業を想定しております。この具体的な取り組みにつきましては、今後、各町村との協議、予算編成などを経て決定することとなります。

資料1の1ページに戻っていただきまして、第4条では、「事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担」といたしまして、本市と各町村が相互に役割を分担し、連携・協力して事務の執行に当たること、また、必要な手続、人員確保に係る負担、取り組みを推進するために要する費用の分担については別途協議して定めること、第5条では、「定期的な協議」といたしまして、連携中枢都市圏の取り組みに関する連絡調整を図るため、毎年度、圏域内の他の町村長とともに会議を開催すること、第6条では、「疑義の解決」といたしまして、連携協約に関し疑義が生じた場合は協議の上、定めることとしております。なお、各町村と締結する連携協約（案）そのものについては、資料2「青森市及び平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約（案）」としておつけしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

最後に、今後の予定であります、各市町村議会において、ただいま御説明いたしました連携協約の締結に係る議案を御議決いただければ、各町村と連携協約を締結し、圏域の中長期的な将来像とその実現に向けた具体的な取り組み等を盛り込んだ「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を今年度内に策定したいと考えております。

以上、議案180号から議案第183号までについて御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 自治体間の連携ということであれば、一部事務組合もあると思うんですが、こうした既にある広域事務組合などの連携とは具体的に何が違うのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 一部事務組合との違いということではありますが、現在青森市においては青森地域広域事務組合を各町村と設立しております。これは、地方自治法第284条及び第285条等の規定によりまして、事務の一部を共同処理するために設置された市町村とは別法人の一部事務組合、特別地方公共団体でありまして、共同処理するものとされた事務については、構成する市町村の権限、権能から外れて、その事務は一部事務組合に引き継がれるものとなっております。

連携中枢都市圏については、構成する市町村が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針ですとか、役割分担を定めるための制度でありまして、柔軟で緩やかな連携ということでありましたが、法律上位置づけられた連携協約という制度であります。

したがって、事務についてはそれぞれの市町村に事務の権限は残ったままで、連携してさまざまなものに取り組んでいこうというものであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今説明があったんですけれども、違いの一つに、広域事務組合では議会があるんだけど、この連携中枢都市圏の場合は、説明を聞いていけば、首長や関係部局が主体となって連携を推進していくという考え方じゃないのかなと思うんです。そうすると、町村の住民の意思というのはどのように尊重されるのかということもちょっと気になるなというふうに思っていました。

こういうことも踏まえてなんですけれども、連携町村にとってはどのようなメリットがあると考えればいいんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 連携町村においては、これまで独自で事業を行っていただけますけれども、青森市と連携することによって、青森市が中心的な役割を担って、また町村は連携協力して取り組んでいくことで、これまで町村で行えなかった事業というものも青森市と連携することによってできるようになるということですとか、この連携中枢都市圏の取り組みについては国の財源支援もありますので、特別交付税の措置などによって、各町村においてもメリットといいますか、具体的に取り組みを進めていくための後ろの支えがあるということでもあります。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 連携することによって、できなかったこともできるようになるというのが、具体的にどういうことなのかということもちょっとわからないなとも思って聞いていたんですけれども、この連携協約の内容の第1条の中に、「経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化」ということが書かれています。これは、いわゆる都市部への集約化というのがますます強まるんじゃないのかなと思います。私はその結果、ここで言うところの連携する町村の疲弊というのは、集約化が進んでもっと加速するんじゃないのかなと思います。その結果、圏域内の空洞化の進行に対する批判が出てくることも当然想像できるわけで、その先には解決策として自治体間の合併を誘うことにもつながるんじゃないかという、これはステルス合併だと批判する声も出されています。

現在、この構想の延長として、総務省が出した自治体戦略 2040 構想研究会がまとめた報告書を受けて、第 32 次地方制度調査会が発足し、その中で圏域行政の本格的な議論がされています。この中では制度化、法制化が議論されているわけなんですけれども、11 月 27 日に開催された全国町村長大会では、圏域行政の推進は、都市部を中心とした行政の集約化・効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいるとし、圏域行政の推進に断固反対する特別決議を採択しました。圏域行政の推進の大もとには行政のフルセット主義からの脱却という考え方があると思います。これは自治体が必要な機能を保有することからの脱却という意味で、地方自治の本旨からも外れる道です。今やるべきことは、国の政策のままに合併の検証もなく圏域行政を進めることではなくて、地方自治体それぞれを尊重して、全ての自治体がその役割を最大限に発揮できるように支援することを政府にも求めていくことが必要だと思います。

以上の理由、疑問もある中でこれを進めていくべきではないと思います。以上です。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 この資料 1 の 2 ページの頭の部分に、「次の各連携施策について、本市は中心的な役割を担い、各町村は連携して取り組み」とありますけれども、そもそもこの連携というのはどういう意味なんですか。後をについていくという意味なんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 辞書的な意味はお答えしにくいですが、ここで言う連携というのは、青森市並びに各 4 町村がそれぞれ独自性を持ちながら、主体的に取り組むを進めていく中で、それぞれ個別に事業をやってきましたけれども、協力していろんな事業を一緒になってやる、その一緒になるときの役割分担というのはどこかが主になってやるのがより効率的・効果的だと思いますので、そこは青森市が中心的な役割を担い、そして連携する町村というのはそれとともにやっていくということでもあります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 どうも同等の立場で青森市と他の町村があるというふうにはなかなか受け取れないのですけれども、この資料 3 の「連携協約に基づき推進する具体的取組一覧(案)」の 1 ページの 1 番上に「連携中枢都市圏ビジョン懇談会の運営」とあるんですけれども、この懇談会というのはどういうメンバーで構成されるんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 連携中枢都市圏ビジョン懇談会は、連携中枢都市の青森市において設置するものでありますけれども、そのビジョン懇談会の構成

員には今後の策定する予定の連携中枢都市圏ビジョン策定等に当たりまして、関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取り組み内容に応じて、産業分野、福祉分野、また大学関係者ですとか、連携協約等に関する分野の関係者を含めることとなっております。私どもの青森圏域のほうでの連携中枢都市圏ビジョン懇談会については、青森商工会議所、青森農業協同組合、青森公立大学、青森市社会福祉協議会、スポーツコミッション青森、青森県防災士会、青森県環境パートナーシップセンターから推薦いただいた方ですとか、あとは各4町村からの推薦によります地域の関係者など11名で構成されたビジョン懇談会となっております。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 町村関係者というのは、各町村から1人ずつという意味なんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 各町村それぞれ1名ずつ推薦をいただいていた。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 もう1つ、先ほど答弁の中で、国の財政支援のお話がありましたが、その中身はどんなふうになっているんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 国の財政措置であります。連携中枢都市圏の取り組みに対する財政措置といたしましては、先ほど3つの分野で取り組みを行うとお伝えしましたけれども、「圏域全体の経済成長のけん引」及び「高次の都市機能の集積・強化」に関する取り組みに対する普通交付税措置——これは青森市側への普通交付税措置があります。また、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取り組みに対する特別交付税措置、これは青森市にも各4町村にもある特別交付税措置——失礼しました。今の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みについては、青森市にはなく4町村でした。

まとめますと、「圏域全体の経済成長のけん引」及び「高次の都市機能の集積・強化」に関する取り組みについては、青森市への普通交付税措置、それから「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する交付税措置、これは特別交付税措置ですけれども、これは……（発言する者あり）失礼しました。青森市も含めた5市町村全てに特別交付税措置があります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 それは上限とか限度額とかはあるんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 普通交付税措置につきましては、圏域人口によって算定されるものですが、本市の場合、人口等で算定された計算上は約1.4億円が見込まれるところであります。また、特別交付税のほうについては、

取り組む事業に基づいて算定されるものでありまして、現時点では取り組む事業が経費を含めてまだ確定しておりませんのでお示しはできませんけれども、その上限といたしましては、人口や面積等を勘案した上限額ということで、本市の場合は約 1.1 億円が上限——全体の制度の幅としては 1.2 億円なんですけれども、人口、面積等で算出すると約 1.1 億円が見込まれますが、あとは事業の取り組み内容に応じてその額は変わるということでもあります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 先ほど、うちの赤平委員も言いましたけれども、この連携協約というものは地方自治体が同等の関係でなくて、引っ張っていく者、ついていく者というような感じの中身にならざるを得ないと思いますので反対をしたいと思います。終わります。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第 180 号から議案第 183 号までの計 4 件については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

まず、議案第 180 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 180 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 181 号について採決いたします。

議案第 181 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 181 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 182 号について採決いたします。

議案第 182 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 182 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 183 号について採決いたします。

議案第 183 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 183 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 17 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 22 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 6 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 本定例会に提出しております下水道使用料の徴収処分及び督促処分に対する審査請求に係る諮問事案の概要について御説明させていただきます。

お手元の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、対象事案でありますけれども、「諮問第 17 号 下水道使用料の徴収処分（平成 30 年 11 月分）に対する審査請求」から「諮問第 22 号 下水道使用料の徴収処分（平成 31 年 1 月分）に対する審査請求」までの 6 件であります。

内容につきましては、諮問第 17 号、第 19 号及び第 22 号につきましては下水道使用料の徴収処分に対するもの、諮問第 18 号、第 20 号及び第 21 号につきましては下水道使用料の督促処分に対するものという内容になっております。いずれも、処分庁につきましては、青森市公営企業管理者企業局長であります。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

審査請求の経過であります。2 ページ中段に表にして記載しておりますけれども、処分庁であります企業局長が、平成 30 年 11 月、12 月及び平成 31 年 1 月分の下水道使用料納入通知書並びに平成 30 年 10 月、11 月及び 12 月の下水道使用料督促状により行った当該処分を不服として、審査請求人から、それらの取り消しを求める審査請求書が青森市長宛てに提出されたものであります。

続きまして、それに対しまして主な審査請求の内容であります。資料下段のほうになりますが、審査請求人の主張は、下水道使用料の徴収処分につきましては、「下水道使用料督促状の発行には 70.6 円の費用がかかっているにもかかわらず、下水道使用料督促手数料を無料化した現行下水道条例の下水道使用料は、違法・不当」であるというものであり、下水道使用料の督促処分につきましては、「合理的な理由がないままに青森市下水道条例を改正し、下水道使用料に係る督促手数料を無料化した。過てる青森市下水道条例を根拠とした下水道使用料督促処分は違法若しくは不当」であるというものであ

ります。

これに対しまして、処分庁である企業局長の主張であります。下水道使用料の徴収処分につきましては、本件通知書による処分は、青森市下水道条例、地方自治法、地方自治法施行令及び青森市企業局財務規程の規定を踏まえて行った処分であるというもの、下水道使用料の督促処分につきましては、本件督促状による処分は、地方自治法第 231 条の 3 及び青森市下水道条例第 30 条の 2 の規定を踏まえて行った処分であるというものであります。

審理員による審理結果であります。審査請求人及び処分庁によるそれぞれの主張を踏まえまして、審理員による一連の審理手続が行われ、審理員意見書が提出されております。その内容につきましては、本件審査請求には、理由がないことから棄却されるべきであるというものであります。

この審理結果を受けまして、審査庁において、審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしました。審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点などは認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。審理員意見書のとおり、審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、審査庁である市長の見解として、当該審査請求については、いずれも棄却すべきものと考えているところであります。

以上、提出いたしました諮問事案に係る概要を御説明申し上げましたが、参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録をお配りしておりますので、あわせてごらんいただき、慎重御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、各委員から各諮問について総括的な御意見を伺いたいと思います。御意見のある委員は発言をお願いします。赤平委員。

○赤平勇人委員 ただいま総務部長からの説明を受け、また審理員の意見書及び事件記録の全てに目を通しました。私は市の説明は正しいと思いますし、これまで委員会の中でも一貫して同様の請求を棄却してきた経緯がありますので、今回の諮問についても、市の説明のとおり、全て棄却すべきだと私は思います。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるのか、確認したいと思います。

まず、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 次に、答申書（案）の確認は、報告事項まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に、正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に、答申書（案）の内容を確認することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないことといたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第 17 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 22 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 6 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第 17 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 22 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 6 件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第 17 号から諮問第 22 号までの計 6 件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第 17 号から諮問第 22 号までの計 6 件についての市の見解は、棄却することが適当とのことでした。また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては、棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第 17 号から諮問第 22 号までの計 6 件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

～中略～

○木戸喜美男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、午後 0 時からといたします。委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書（案）を確認していただきます。よろしく願いいたします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 0 時再開

○木戸喜美男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第 17 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 22 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 6 件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）を配信しているので、答申書（案）の内容について副委員長から説明をさせます。藤原副委員長。

○藤原浩平委員 それでは、まず諮問第 17 号、諮問第 19 号、諮問第 22 号について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は、妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

続きまして、諮問第 18 号、諮問第 20 号、諮問第 21 号について御説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は、妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○木戸喜美男委員長 それでは、各諮問に対する答申書（案）について各委員から、御意見等をいただきたいと思います。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 意見はないようですので、各答申書（案）のとおり答申することよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 会 議 終 了 ）